

警視庁国民保護対策委員会規程

平成18年6月16日

訓令甲第21号

存続期間

(設置)

警視庁本部に、警視庁国民保護対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

委員会は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づき、国民の保護のための措置に関する警備計画を策定し、国民の保護措置を効果的に推進することを任務とする。